

平成27年第4回三鷹市議会定例会提出議案概要その2

番 号	件 名 及 び 内 容
1	<p>三鷹市常勤の特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例</p> <hr/> <p>1 期末手当の支給率の改定</p> <p>(1) 平成27年度支給率</p> <p>12月期 100分の217.5 → 100分の227.5</p> <p>6月期 100分の202.5 (支給済)</p> <p>※年間支給率 100分の420 → 100分の430</p> <p>(2) 平成28年度以降支給率</p> <p>6月期 100分の202.5 → 100分の207.5</p> <p>12月期 100分の217.5 → 100分の222.5</p> <p>※年間支給率 100分の420 → 100分の430</p> <p>2 施行期日</p> <p>公布の日。適用は、平成27年12月1日</p>
2	<p>三鷹市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償条例の一部を改正する条例</p> <hr/> <p>1 期末手当の支給率の改定</p> <p>(1) 平成27年度支給率</p> <p>12月期 100分の217.5 → 100分の227.5</p> <p>6月期 100分の202.5 (支給済)</p> <p>※年間支給率 100分の420 → 100分の430</p> <p>(2) 平成28年度以降支給率</p> <p>6月期 100分の202.5 → 100分の207.5</p> <p>12月期 100分の217.5 → 100分の222.5</p> <p>※年間支給率 100分の420 → 100分の430</p>

	<p>2 施行期日 公布の日。適用は、平成 27 年 12 月 1 日</p>
<p>3</p>	<p>三鷹市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例</p> <hr/> <p>1 平成27年度給与改定</p> <p>(1) 給料表の改定 東京都に準じ、例月給の改定 (0.12%) を行うため、給料表を改め、給料月額を平均0.12%引き上げるとともに、行政職給料表(1)における中級及び初級の初任給を引き上げることとした。</p> <p>(2) 勤勉手当の支給率の改定 勤勉手当 100分の80 → 100分の85 ※期末・勤勉手当の年間支給率 100分の420 → 100分の430</p> <p>2 給料表等の見直し</p> <p>(1) 行政職給料表(1)の見直し 行政職給料表(1)の6級(課長職)及び7級(部長職)について、東京都の行政職給料表(1)に準拠した表に見直すこととした。</p> <p>(2) 手当の見直し 部長職の扶養手当及び住居手当を廃止することとした。</p> <p>3 施行期日等</p> <p>(1) 施行期日 公布の日。ただし、2は平成28年1月1日。適用は、1(1)については平成27年4月1日、3(2)については同年12月1日</p> <p>(2) 勤勉手当の特例 平成27年度の勤勉手当の支給に当たっては、12月期の勤勉手当の支給率を100分の90とすることとした。</p>